

10 October

2022

# Nabeshima Labor management

## 賃金不払残業について

令和4年8月、厚生労働省は「監督指導による賃金不払残業の是正結果（令和3年度）」を公表しました。これは、令和3年4月から令和4年3月までの1年間に全国の労働基準監督署が、監督指導を行った事案を取りまとめたものです。（不払割増賃金の支払額が1企業で合計100万円以上の企業について公表）その結果は、是正企業数1,069企業、支払われた割増賃金合計額は65億781万円と公表されました。今回は、労働基準監督署の調査の際に、賃金不払残業について疑いを持たれる事例やそれに伴う指導、是正例を紹介します。

### 事例1

固定残業手当を支払っているが、出勤簿による押印や“○”の記載のみで労働時間が全く把握されていない場合、実際に支払うべき割増賃金の不足が生じている可能性がある。

労働時間数について、労働者へのヒアリング調査の結果、固定残業手当の金額に不足があれば、不払となっている差額の割増賃金を支払うよう指導。

### 是正例

調査の結果、不足があれば、差額の割増賃金を支払う。また今後は出勤簿による管理を廃止し、勤怠システムやタイムカードを導入し適正に始業・終業時刻を記録することにより、適切に割増賃金を支払う。

### 事例2

労働時間は、勤怠システムにより把握しているが、時間外申請書と勤怠記録に相違がある場合、時間外申請の漏れがある可能性がある。

労働者へのヒアリングを行い、時間外申請書と勤怠記録の相違について調査のうえ、割増賃金の不払がないか確認するよう指導。

### 是正例

調査の結果、時間外申請の漏れがあれば、不払となっている割増賃金を支払う。また今後は残業がなければ終業時刻を過ぎたらすみやかに退社するよう指導する。

### 事例3

労働時間は、タイムカードにより把握しているが、直行や直帰をした日について始業・終業時刻が記録されていない場合、時間外労働を行っている可能性がある。

直行や直帰をした日について、労働者へのヒアリングを行い、割増賃金の不払がないか調査するよう指導。

### 是正例

調査の結果、不払があれば割増賃金を支払う。また今後は、後日必ず始業・終業時刻をタイムカードに記載するよう指導する。

事業者は、客観的な方法その他適切な方法により、労働者の労働時間の状況の把握をしなければなりません。その方法は、原則タイムカードやパソコン等の使用時間の記録等です。やむを得ない場合には、適切な措置を講じた上で自己申告によることもできます。今回紹介した事例は典型的なものです。先月お知らせ致しました通り、中小企業も令和5年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に引き上げられます。労働時間を適正に把握しなければ、賃金の不払が発生する可能性がありますのでご注意ください。

《筆者：黒澤》

## お知らせ

### ●算定基礎届による社会保険料の変更について

10月に支払う給与より社会保険料が変更になります。料率の変更はありません。

### ●新型コロナウイルスに感染した方の傷病手当金について

医師の証明が受けられない場合、臨時的な取扱いとして医師の証明等が不要になりました。おおむね13日以内の療養が対象となりますので、14日以上の場合は別途申立書等の書類が必要です。

### ●雇用保険料率の改定について（令和4年10月1日改正）

10月分給与から変更になります。別紙をご確認のうえ給与計算の際に、お間違いのないようお願いいたします。

### ●最低賃金の改正について（令和4年10月1日改正）

栃木県では、882円から**913円**へ**31円**の引き上げになりました。

## 自然との共生



今回初めて丸沼高原スキー場からロープウェイを利用してみました。一番楽なコースと言われていますが初めての登山道でしたので、気を配りながら歩きました。

## 私のひとこと

～先月19日に執り行われたエリザベス女王の国葬～

テレビの画面から一步も離れず見入っていました。イギリス王室が望んだ「国民に近い国葬」という願い通りでした。そして、その雰囲気はイギリス独自の貴賓がありました。

このように釘付けになっていた時、ふとよみがえったのが2011年6月、約2週間にわたり古都エジンバラからイギリス全土を旅した時の事です。ピーターラビットの作者ビアトリクス・ポターが過ごしたヒル・トップの湖水地方、コッツウォルズ地方、そしてイギリスを代表するバラの花の美しさは今でも忘れられません。街並み、雰囲気などは他の国にはない独自の雰囲気があり、どこことなく日本と共通する雰囲気が漂っていた気がしました。ヨーロッパが大好きな私には忘れることができない国の1つです。コロナの感染さえなければ・・・もう一度行きたかったと思うと悲しくなっています。

鍋島 勝子





**企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します**

**社会保険労務士法人 鍋島事務所**

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：[nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)

